

訪問看護医療情報連携加算に関するウェブサイト掲示について

当ステーションは、2026 年度診療報酬改定において新設された「訪問看護医療情報連携加算」の施設基準を満たし、ICT を活用した医療情報連携体制を構築しています。

地方厚生局長に届け出た当ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、在宅での療養を行っている利用者に対し、連携する他の保険医療機関等の関係職種等により ICT を用いて記録された情報を取得及び活用し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより、以下のように訪問看護医療情報連携加算として定められた額を 2026 年 6 月 1 日より所定額に加算致します。

訪問看護医療情報連携加算 1,000 円 / 月

本加算に関する施設基準は以下の通りです。

・利用者の診療情報等について連携機関と ICT を用いて共有し、常に確認できる体制を有し、以下の要件を満たすこと。

- (1) 記録された利用者の診療情報等が連携機関間の協議に基づき一元的に管理されたサーバーで保管されていること。
- (2) 診療情報等の共有は、利用者、その家族又は連携機関（以下「参加者」という。）のうち利用者が同意した者のみにおいて行われること。
- (3) 参加者の範囲が随時設定可能であること。
- (4) 参加者が診療情報等を常時閲覧・取得可能で、利用者ごとに時系列で速やかに表示される ICT を用いること。
- (5) 参加者が常時必要な診療情報等を共有できること。
- (6) 一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会が公表している「医療情報連携において、SNS を利用する際に気を付けるべき事項」におけるプライベート SNS に係る事項、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考とすること。

・連携機関（特別の関係にあるものを除く。）の数が 5 以上であること。

・ICT を用いた連携体制を構築している訪問看護ステーションであることについて当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示し、掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。

【使用している ICT ツール】

バイタルリンク「とかち月あかりネットワーク」

【連携保険医療機関等】

当ステーションは、主治医をはじめ、地域の医療機関・薬局・介護事業所と連携しながら訪問看護を提供しています。連携保険医療機関等（一部抜粋）は次の通りです。

連携機関の名称	連携機関の種類
とかち内科循環器科クリニック	保険医療機関
加藤薬局南店	保険薬局
さかい総合内科クリニック	保険医療機関
居宅介護支援事業所あいのて	居宅介護支援事業者
とかち西南薬局	保険薬局
景山医院	保険医療機関
札幌内寮介護サービスセンター	居宅介護支援事業者

2026 年 6 月 1 日
訪問看護ステーションたなごころ